

## 別紙6

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和4年9月8日からの豪雨により、高山市丹生川町久手地内の主要地方道乗鞍公園線において、道路の路側が崩壊する公共土木施設の被害が発生した。      復旧工法を検討した結果、トンネルにより復旧することとなり、国の災害査定を令和5年1月27日に受けたところ、申請金額が著しく大きいことから採択が保留となり、更に地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要があることから協議設計（実施保留）となった。      このうち採択の保留については、速やかに必要な資料を国へ提出し、令和5年3月30日に解除となったことから、協議設計解除に向けて早期に地質調査を実施する必要がある。      このため、この業務を随意契約により契約し、速やかに工事実施を行うことで早期に施設を復旧し民生の安定を図りたい。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>岐阜県岐阜市薮田南3-1-21      大日コンサルタント（株）</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>早期に復旧を行うには、地質調査を早急に行う必要があるため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>岐阜県では、災害復旧に必要な設計等業務を迅速に実施するため、（一社）建設コンサルタント協会中部支部との間において、「災害時における設計等業務委託に関する協定書」を締結している。      この協定に基づき、地域特性に精通しており、災害査定に向けたトンネル設計を実施し、復旧に向けた体制が整っていると認められる大日コンサルタント（株）に対して業務実施要請を行った結果、応諾がなされたことから、大日コンサルタント（株）を契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。